

平成 2 9 年 1 1 月 7 日開催

第 8 回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

平成29年度 第8回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 平成29年11月7日(火)
2. 開催時刻 開 刻 13時30分
閉 刻 13時42分
3. 開催場所 遠軽町議会議場
4. 出席委員 12人

会長職務代理者	17番	石丸	博雄
委員	1番	菅井	誠
委員	2番	菅井	美德
委員	3番	原田	喜一郎
委員	4番	西原	弘子
委員	5番	石山	幸一
委員	7番	梶田	政實
委員	8番	早川	剛司
委員	9番	小野	人司
委員	13番	岡田	一司
委員	15番	上野	邦彦
委員	16番	鈴木	和弘

5. 欠席委員 6人

会長	18番	新国	純一
委員	6番	大河原	正一
委員	10番	須藤	智弘
委員	11番	中村	肇
委員	12番	笹原	仁
委員	14番	林	秀和

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委員	1番	菅井	誠
委員	13番	岡田	一司

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地係長 小川 哲也

第3 議案第1号 あっせん申出の取下げ願いについて

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 現況証明願いについて

7. 出席農業委員会事務局職員

事務局 長	河本	伸二
農地・農業振興担当係長	小川	哲也
農地・農業振興担当主任	原	吉生

8. 会議の概要

議長 　ただ今から、本日招集された平成29年度第8回（H29.11.7）遠軽町農業委員会総会を開催いたします。

　本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員12名であります。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

　次に、議事録署名委員の指名を行います。

　議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、1番　菅井（誠）委員、13番　岡田委員の両名を指名します。

　次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

（事務局長　諸般の報告）

◆諸般の報告

1. H29.10.16（月）13：30～

第7回農業委員会総会

2. H29.10.17（火）

遠軽町農業研修生実習生受入協議会解散総会・遠軽町農業担い手対策協議会設立総会【役場3階大会議室】河本事務局長出席

【内 容】

今年度の事業計画としては、11月11日に札幌市で行われる農業人フェアに参加し、遠軽の農業をPRするほか、農業者向け研修会や遠軽版農業人フェアの開催を予定しています。

なお、お手元に協議会が作成したパンフレットを配布しておりますので、ご参照願います。

3. H29.10.24（火）10：30～

農地法関係振興局事務検査【役場3階中会議室】原主任出席

【内 容】

平成28年度中に処理された農地転用申請関係書類について、振興局から書類検査を受けました。

4. H29.10.26（木）10：00～

第7回遠軽町議会（臨時会）

河本事務局長出席

5. H29.11.2（木）13：30～

平成29年度地区別農業委員会等研修会【北見市端野町公民館】農業委員7名、小川係長、原主任出席

【内 容】

欠席された委員のお手元には、当日配布された資料をお配りしておりますので、ご参照願います。

6. H29. 11. 6 (月) 13:30～

北海道青年と京都女性との交流会事業に係る打合せ【湧別町上湧別コミュニティセンター】小川係長出席

【内 容】

11月10日から13日に実施される本交流会に係る最終打ち合わせを行いました。

◆今後の予定

1. H29. 11. 10 (金) 13:00～

平成29年度遠紋地区農業委員会職員研修会【滝上町ホテル溪谷】原主任出席予定

2. H29. 11. 10 (金)～13 (月)

北海道青年と京都女性との交流会【京都市】小川係長出席予定

3. H29. 12. 6 (水) 13:30～

第9回農業委員会総会

議 長 　ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。
　　　　　(質疑なしの声)

議 長 　質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。
　　それでは、議案第1号「あっせん申出の取下げ願いについて」を議題と
　　します。
　　事務局から、議案を説明させます。
　　　　　(事務局　議案朗読説明)

事務局 　議案第1号「あっせん申出の取下げ願いについて」を説明いたします。
　　議案書をご覧ください。

1　あっせん取下の申出人

　　住　所　紋別郡遠軽町●●●

　　氏　名　●●　●●

2　あっせん取下の申出の土地

　　所在「遠軽町●●●」・地番「●●外2筆」・地目「公簿及び現
　　況は全て畑」・面積(m²)「3筆合計　16,100」

3　あっせん取下の申出理由

　　申出人の都合による

　　　　　(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 　以上で説明を終わります。

議 長 　これより、議案第1号「あっせん申出の取下げ願いについて」の質疑
　　を行います。
　　質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号6につきましては、所有権移転でございます。
整理番号6・所在「●●●」・地番「●●外3筆」・地目「公簿一山林、畑・現況は全て畑」・面積(㎡)「4筆合計 72,097」・譲渡人「●● ●●」・労働力(人)「0」・経営面積(㎡)「畑 72,097」・申請理由「資産整理のため」・譲受人「●● ●●」・労働力(人)「2」・経営面積(㎡)「畑 62,214」・申請理由「牧草地確保のため」

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 ここで、譲受人が農地法第3条による農地の受け手になることができるのかという点についてご説明いたします。

譲受人は、現在、事業の一環として40頭の乳牛を飼育しており、今回の申請地を含め、放牧用・採草用として農地を使用しております。

「農地法施行令第2条第1項第1号ハ」では、農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外として社会福祉法人が定められていますので、農地の受け手となることが可能となっております。

以上の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「現況証明願いについて」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第3号「現況証明願いについて」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号16、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(㎡)「469」・申請者「札幌市●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「2番菅井(美)委員、16番鈴木委員、12番笹原委員」
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の準工業地域にある土地で現況は宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、2番菅井(美)委員、16番鈴木委員、12番笹原委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。
他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
(補足説明なしの声)

事務局 以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第3号「現況証明願いについて」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。
これもちまして、平成29年度第8回の農業委員会総会を閉会します。